

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(に当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

結核予防法による指定医療機関の辞退
土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

◇ 雑 報

〃 都市計画公園の変更
〃 都市計画道路の変更
〃 都市計画下水道の変更
〃 地方職員共済組合の昭和四十六年度事業計画等

告 示

鳥取県告示第三百四十三号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、次の規約により鳥取市外九か町村衛生施設組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市外九か町村衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項

の規定に基づき、鳥取市外九か町村衛生施設組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県告示第三百四十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十六年三月三十一日	北垣胃腸科医院	鳥取市大工町頭十九番地

鳥取県告示第三百四十五号

昭和四十六年三月二日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（八橋地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十七日から二十日

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十六号

昭和四十六年三月二日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（法方地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十七号

昭和四十六年三月二日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（笠見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十八号

昭和四十六年三月二日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（徳方地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十九号

昭和四十六年三月五日付で関金町長から申請のあつた土地改良（鴨ヶ丘地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十号

郡家町長から申請のあつた郡家町営土地改良（落岩地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十一号

日吉津村長から申請のあつた日吉津村営土地改良（富吉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十二号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良（小竹地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十三号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良（東坪地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十四号

郡家町長から申請のあつた郡家町営土地改良（大坪地区農道整備）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十五号

郡家町長から申請のあつた郡家町営土地改良（野町地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十六号

鹿野町長から申請のあつた鹿野町営土地改良（岡井地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十七号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（大

馬場地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十八号

湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（湯山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画公
 園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定に
 より、鳥取県土木部都市計画課において縦覧する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画道
 路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定に
 より、鳥取県土木部都市計画課において縦覧する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道
 路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定に
 より、鳥取県土木部都市計画課において縦覧する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水
 道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定に
 より、鳥取県土木部都市計画課において縦覧する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和46年度事業計画及び
 予算の要旨を公告する。

昭和46年4月16日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和46年度事業計画及び予算の要旨

第1 事業計画	
1 組合に属する地方公共団体の数等	
都 道 府 県	46
一部事務組合	16
地方開発事業団	4
計	66
支 部 の 数	47
所 属 所 の 数	9,296

2 組合員数給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末見込)

組合員の種類	一般	知事	短期	船一 員被	船統 員被	計
組合員数	340人 1,170千円	45人 6,750千円	3人 4,500千円	1,251人 3,210千円	2人 1,482千円	341人 1,471千円
給料(俸給)月額	25,058,355千円	150千円	150千円	71千円	74千円	25,058,355千円
同上組合員1人当たりの額	73千円	94人	10人	3,006人	5人	74千円
被扶養者数	573,429人	2,08人	333人	240人	2,5人	576,544人
同上組合員1人当たり数	1,69人	2,08人	333人	240人	2,5人	169人

3 組合職員の数(年度末見込)

(単位 人)

管理単位別	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	167	44	140	1,398	54	87	294	2,184

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健経理における負担金率及び掛金率

(千分率)

区分	負担金率			掛金率	
	短期	長期	保健	短期	長期
一般組合員	34.3	62.5	1.7	34.3	45
知事組合員	34.3	77	1.7	34.3	55.5
短期組合員	34.3	—	1.7	34.3	—
船員一般組合員	57.3	62.5	1.7	22.3	45
船員統被組合員	34.3	62.5	1.7	34.3	45

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

掛金率及び、負担金率は、前年度どおりとする。予定損益計算書では、当期579百万円の不足を生ずる予定であり、このうち不足金補てん積立金12百万円全額をとりくずし、なお、567百万円の額が不足する見込である。

(2) 長期経理

掛金率及び負担金率は、前年度どおりとする。年度末資産総額は、前年度末より36,293百万円増加し、208,869百万円となる見込みである。

(3) 業務経理

予定損益計算書では当期3,575千円の不足を生ずる予定であり、これは前年度末剰余金により補てんするものである。

また、定款第31条の規定による長期経理よりの繰入金については、

00730

組合員1人当たり年額270円により算定した。

(4) 保健経理

保健事業として保健事業の調査、健康管理カードの作成、予防接種、人間ドック等の受診助成、薬剤の配布、山の家、海の家の設置、都道府県支部対抗球技大会、レクリエーション行事等を実施する予定である。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、診療所21及び結核病棟4を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として経営するものは、年度末には、81施設となる見込みである。

(7) 貯金経理

宮城県支部ほか13支部が実施する。年度末貯金総額は13,528百万円、件数191,326千件となる見込みである。

(8) 貸付経理

全支部が実施する。本年度末貸付総額は81,366百万円、件数129千件となる見込みである。

(9) 物資経理

宮城県支部ほか、10支部が実施する。物品販売、物資購入幹旋、食堂、理容、洗濯の各施設の経営等を行ない本年度における売上額及び施設収入の総額は、306百万円となる見込みである。

第2 予算

各経理単位別収支見込みは、次のとおりである。

昭和46年度各経理単位別収支見込み

(単位 百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負 担 金 ・ 掛 金	20,276	40,346	262	1,004	—	—	—	—	—
施設収入・商品販売益	—	—	—	—	464	3,678	—	—	3,995
他 経 理 より 繰 入 金	—	—	92	—	2	231	—	—	—
利 息 ・ そ の 他 収 入	160	11,104	32	102	20	316	975	4,216	52
前年度繰越支払準備金	3,073	132	—	—	—	—	—	—	—
前年度繰越責任準備金	—	172,304	—	—	—	—	—	—	—
計	23,509	223,886	386	1,106	486	4,225	975	4,216	4,047
(支 出)									
給 付 金	20,647	15,043	—	—	—	—	—	—	—
役 職 員 給 与	—	—	194	51	196	1,262	62	85	268
薬品、医療材料、飲食材料	—	—	—	—	186	1,291	—	—	117
商 品 仕 入	—	—	—	—	—	89	—	—	3,455
支 払 利 息	—	—	—	—	—	—	877	4,003	—
他 の 経 理 へ 繰 入	—	92	—	243	—	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	—	3	196	699	106	1,407	30	110	206
次年度繰越支払準備金	3,441	150	—	—	—	—	—	—	—
次年度繰越責任準備金	—	208,598	—	—	—	—	—	—	—
計	24,088	223,886	390	993	488	4,049	969	4,198	4,046
差 引 当 期 損 益	△ 579	0	△ 4	113	△ 2	176	6	18	1
年 度 末 支 払 準 備 金	3,441	150	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 責 任 準 備 金	—	208,598	—	—	—	—	—	—	—
年 度 末 積 立 金	—	—	76	425	88	733	135	—	17
年 度 末 剰 余 金	—	—	57	619	97	776	6	—	—